

市川市長 田中 甲

記

- (4) 提出方法 持参または郵送により提出

ただし郵送については、郵便記録が確認できるもの（一般書留、簡易書留、特定記録郵便、レターパックに限る）とし、かつ申請期間に必着のこと。
申請期間内に到着しない場合は無効とする。

(5) 提出書類等

ア 市川市一般競争入札参加申請書（指定用紙）

イ 誓約書（指定用紙）

ウ 特定関係調書（指定用紙）

※ 市川市入札参加業者適格者名簿(物品)において、「特定関係にある会社同士の 入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者に該当する他の名簿登載者がいる場合のみ提出

※ 申請書等には申請日現在における申請者の現況（住所・商号又は名称・代表者等）を記載すること。

※ 申請書等の記載事項（現況）が市川市入札参加業者適格者名簿と異なる場合、又は申請日から入札日までの間に住所・商号又は名称・代表者等が変更した場合は、その旨を直ちに市川市管財部契約課に連絡した上で、ちば電子調達システムで作成した入札参加資格審査申請書記載事項変更届の写し及び使用印鑑届兼委任状の写しを入札開始時刻までに提出すること。

※ 指定用紙は市川市ホームページからダウンロードすること。

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/cus02/1111000091.html>

(6) 入札参加資格の有無

ア 入札参加資格が「無し」と確認された者には、令和7年6月9日（月）午後5時までに電話連絡し、後日その理由書を送付する。

イ 入札参加資格が「有り」と確認された者には、令和7年6月9日（月）午後5時までに「一般競争入札参加資格者証」（以下「参加資格者証」という。）を送付する。

※ 「委任状」及び「入札書（入札後直ちに行う再度の入札に備えて2枚必要）」は市川市ホームページからダウンロードすること。

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/cus02/1111000091.html>

7. 質疑について

入札に関して質疑がある場合は、市指定の質疑書に質疑内容を記入のうえ、市川市管財部契約課へ持参、電子メールまたはFAXにて提出すること。なお、質疑がない場合は提出しないものとする。

（質疑書は市川市ホームページからダウンロードすること。）

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/cus02/1111000091.html>

ア 質疑提出期間

令和7年5月28日（水）から令和7年6月4日（水）正午

イ 質疑提出先 市川市 管財部 契約課 用度グループ

メールアドレス keiyaku2@city.ichikawa.lg.jp

FAX番号 047-712-8697

ウ 質疑回答日 令和7年6月9日（月）までに質疑者に対し、電子メールまたはFAXで回答する。

なお、質疑及び回答の全部を、参加資格者証の交付を受けた者全員に対し、参加資格者証と併せて送付するものとする。

8. 入札日時及び場所

(1) 日時 令和7年6月11日（水）午前10時15分

(2) 場所 市川市第1庁舎 5階 会議室1（市川市八幡1丁目1番1号）

9. 入札保証金

(1) 入札に参加する者の見積もる入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額に、年間予定数量を乗じた額100分の5以上の入札保証金を入札前に納めなければならない。
なお、市川市財務規則第101条第2項各号に該当するときは、入札保証金の納付に代え

ることができるものとする。

ただし、入札に参加する者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、下記提出期間内に当該保証保険証券を契約課へ提出することで入札保証金の納付を免除するものとする。この場合の保証期間は入札日から1か月後（起算日は入札日）までとする。

ア 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間 参加資格者証受領時から入札時刻前まで

イ 場所及び方法 市川市管財部契約課へ持参により提出すること。

ウ 注意事項 入札保証金を現金で納める場合は、入札前日までに契約課へ連絡すること。

- (2) 前項の規定に係わらず、入札に参加する者がこの公告日から過去2年間に本市の競争参加資格停止を受けていない者で、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金を免除するものとする。

ア 過去2年間に本市、国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者。

イ 令和5年4月1日から申請日までに本市と物品（千葉県電子自治体共同運営協議会が定める「入札参加資格審査申請マニュアル」の物品の「営業種目」に記載されたもの）にかかる契約を1件以上誠実に履行した実績を有する者。

※上記(2)アに該当する場合は、履行実績を証する書類（契約書、仕様書等）の写しを申請期間内に市川市管財部契約課へ提出すること。

10. 支払条件

(1) 前金払 無

(2) 部分払 無

(3) 概算払 無

(4) その他 本案件は単価契約とする。支払回数及び支払時期については、契約時に協議するものとする。ただし、1回あたりの支払金額は各支払時期内における実績数量に契約金額を乗じた金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

11. 最低制限価格の設定 無

12. 内訳書（任意様式）の提出 有

内訳書の提出が「有」の場合は入札時に提出すること。提出がない場合は入札が無効となる。（入札後直ちに行う再度の入札では不要とする。）

13. 入札金額の記載方法

(1) 通貨の単位は円とし、小数点以下の記載は認めない。

(2) 入札書に記載される金額は、1セットあたりの単価（税抜き）を記載するものとする。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（単価契約における契約金額は、小数点以下の端数処理は行なわないものとする。）

14. その他の入札必要事項

(1) 入札前に必ず所定の参加資格者証を提示すること。

(2) 代理人又は復代理人により入札する場合は、入札前に委任状（本人の記名、押印と共に代理人又は復代理人が記名、押印したもの）を提出し、入札書へ本人の記名と共に代理人又は復代理人が記名、押印すること。

(3) 一旦提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることはできない。

(4) 予定価格以内の入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札を1回だけ行う。参加資格者証の交付を受けた者が1人である場合又は再度の入札者が1人となった場合においても同

様とする。

- (5) 予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (6) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定する。

15. 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し又は不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるとき又は本市の都合により、入札を延期し若しくは取りやめる場合がある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。

16. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。また、無効の入札をした者は、入札後直ちに行う再度の入札には参加できない。

- ア 虚偽又は現況と異なる記載による入札参加申請を行い、入札参加資格を得た者による入札
- イ 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- ウ 委任状を持参しない代理人のした入札
- エ 明らかに連合によると認められる入札
- オ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- カ 郵便、信書便、電報、電話、電子メール又はファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）による入札
- キ 内訳書の提出を条件とされている入札において内訳書の提出がない者のした入札
- ク 以下のいずれかに該当する入札書による入札
 - ・ 記名押印のない入札書
 - ・ 入札金額を訂正した入札書
 - ・ 入札金額が0円、マイナスの金額又は一定の金額をもって価格を表示しない入札書
 - ・ 要領を知得することができない入札書
 - ・ 鉛筆や消せるボールペン等の訂正可能な筆記具で記載された入札書
 - ・ 代表者印又は代理人印がスタンプ式の印鑑による押印である入札書
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

17. 契約保証金

契約金額に年間予定数量を乗じた額の100分の10以上の額（現金又は市が定めた有価証券）を納付する。ただし、市川市財務規則第117条第3項各号のいずれかに該当するときは、これを免除する。

18. 契約条件等

- (1) 本案件は単価契約とする。
- (2) 落札者は、落札決定後速やかに契約締結すること。
- (3) 契約予定者は、入札によって得た権利義務を、第三者に譲渡してはならない。
- (4) 契約金額は、入札書に記載された単価（税抜）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（1円未満は切り捨てしない）とする。
- (5) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が5.に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合又は落札者の入札が16.に規定する入札の無効に該当することが判明した場合は、契約を締結しないことができるものとする。

19. その他

提出された入札参加資格確認資料は返却しない。

20. 問い合わせ先

市川市 管財部 契約課 用度グループ

電話番号 047-712-8594

FAX番号 047-712-8697